

財務省告示第五十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十九年一月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年二月九日

財務大臣 尾身 幸次

| 一                      | 二   | 三  | 四   | 五            | 六              | 七          | 八   | 九                                   |
|------------------------|---|--|---|--------------|----------------|------------|---|-------------------------------------|
| 名称及び記<br>号             | 発行の根拠                                     | 法律及びそ<br>の条項の適<br>用等   | 発行方法  | 発行額          | 払込金額           | 最低額面金<br>額 | 振替単位  | 発行行<br>格                            |
| 利付国庫債券（二十年）（第九十<br>二回） | 財政融資資金特別会計法（昭和<br>二十六年法律第一百一号）第十一<br>條第一項 | 社債等の振替に関する法律（平<br>成十三年法律第七十五号）以下<br>「振替法」という。）の規定の適<br>用を受けるものとし、その振替<br>機関は日本銀行とする。 | 日本郵政公社法（平成十四年法<br>律第九十七号）第二十四條第三<br>項第五号に規定する簡易生命保<br>険資金による引受け | 額面金額で四百二十二億円 | 四百十九億九千七百四十四万円 | 五万円        | 振替法の規定による振替口座簿<br>の記載又は記録は、最低額面金<br>額の整数倍の金額によるものと<br>する。 | 平成十九年一月三十日<br>額面金額百円につき九十九円五<br>十二銭 |

十一 利率  
 十二 経過利率  
 の払込み

年二・一パーセント  
 日本郵政公社は、払込金額  
 に加え、次の算式により算出し  
 た金額を第十八号に規定する期  
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{41}{365}$$

十三 初期利率

平成十九年六月二十日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十五号において規定  
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利率

毎年六月二十日及び十二月二十  
 日を支払期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六箇月に属す  
 る利率を支払う。  
 平成三十八年十二月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 平成十九年一月三十日  
 払込期日